

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オー・ティール・ビー (法人番号: 3040001076933) 代表者 山下泰司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区一之江8-4-5 (本社営業所) 東京都江戸川区一之江8-4-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月19日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	市原興業株式会社（法人番号：5040001053567） 代表者 小野尾光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県市原市五井8840 （東京営業所） 東京都江戸川区西篠崎2-20-8-2階
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月25日及び平成30年10月3日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者等の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者選任(解任)の未届出(道路運送車両法第52条)、(5)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社成田アプローチ (法人番号: 8040001060445) 代表者 金川孝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県東金市極楽寺395-4 (東京営業所) 東京都葛飾区奥戸4-20-17-203
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月27日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社友愛観光バス (法人番号: 8122002015147) 代表者 李炳燦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 大阪府八尾市西高安町3-9 (東京営業所) 東京都葛飾区西水元3-27-3-102
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	平成30年10月10日及び平成30年10月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局群馬運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社小柏商事（法人番号：7070002017310） 代表者 小柏秀博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 群馬県藤岡市立石689-2 （柏光バス営業所） 群馬県藤岡市立石689-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成31年1月9日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督に係る記録の作成義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	アピコ西武観光株式会社 (法人番号：2040001066704) 代表者 梶陽介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県我孫子市我孫子3-28-15 (本社営業所) 千葉県我孫子市我孫子3-28-15
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条第2項第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年10月17日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	かわち交通株式会社 (法人番号：9050001043233) 代表者 神取和美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡河内町長竿1637-1 (本社営業所) 茨城県稲敷郡河内町長竿1637-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年10月30日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)